

三、部落の現状

江東	上詩洞里	一四七	九二七	九〇	五二二
同	下詩洞里	二〇五	一、一八九	九〇	五三〇
同	茅田里	一二二	七七七	四三	二二七
同	安仁里	一一一	六八二	六四	三七四
同	安仁津里	一一一	六九一	七三	三八二
同	林谷	一〇五	六七四	六八	三七四
同	山城	四七	三一二	一四三	六八二
同	正東津里	一一七	六九七	五九	二八七
同	深谷里	五七	四〇三	六四	三二五
同	縣内里	二五四	一、一五四	六〇	二九五
同	川南里	六九	三七七	一〇八	六五九
同	珠梅里	八三	四四四	九六	五六四
同	南陽里	二二九	一、三五六	一一五	七三九
同	山溪里	二八七	一、六五一	一〇七	六四八
同	北洞里	一三二	七七四	九三	四七五
同	樂豐里	一三九	八四三	九〇	五二三
同	金津里	一六五	九一八	八四	五二九
同	助山里	四一	一七六	九六	五三二
同	道直里	四八	二二九	一三八	八五三
望祥	望祥里				
同	深谷里				
同	草邱里				
同	槐蘭里				
同	晚遇里				
同	釜谷里				
同	釜湖津里				
同	於達里				
同	大津里				
同	檢川里				
同	池邊里				
同	竹軒里				
同	大田里				
同	爾谷里				
同	爾亭里				
同	亭洞里				
同	雁舘里				
同	沙器墓里				

一八九

城	博月里	一二八	七〇一	一七七	一、〇八一
同	幼山里	一二〇	七〇九	一二〇	六二三
同	青良里	七九	四四〇	七二	四六九
同	笠岩里	九三	五三八	一四七	一、〇三二
同	斗山里	六六	三九二	六六	四二九
同	鶴洞里	七九	四六五	一一三	七九三
同	柄山里	八三	四八八	六六	二、二八七
同	南項津里	七二	三三四	一〇三	六六五
同	月呼坪里	八三	四六八	一一三	六二〇
同	申石里	六一	三二〇	一〇三	六二〇
同	金山	一四三	七一三	一二五	七七三
同	觀音	一〇二	六〇七	一四七	八五〇
同	邱山	一一九	六六三	九〇	五二〇
同	五峯里	五三	三八六	一六五	九五〇
同	於屹里	九一	五八四	一〇二	五七一
同	普光里	一六八	九八八	一二二	七〇〇
同	洞村里	一三七	八五七	一一二	六六九
同	松岩里	八四	六五二	一一八	七二五
旺山	都麻里				
同	木界里				
同	松舘里				
同	高丹里				
同	南谷里				
同	九切里				
同	大基里				
同	旺山里				
同	余贊里				
同	鶴山				
同	於丹				
同	於丹				
同	德觀				
同	德觀				
同	彦別				
同	邱井				
同	濟飛				
同	山北				
同	雲山				

一八八

同	芦洞里	一五〇	九三六	連谷	新旺里	六五	四三二
同	石橋里	一〇六	五五〇	同	杏亭里	一一一	六六八
同	板橋里	一一五	六二五	同	松林里	一三二	七八九
同	沙川津里	一五四	八九〇	同	冬徳里	一六〇	八七一
同	美老里	七二	三六〇	同	坊内里	七八	三六六
同	徳實里	九八	六一九	同	領津里	一三一	七〇四
同	方洞里	九一	五五七	新里	橋項里	二九六	一、五二四
同	山帶月里	七五	四三〇	同	長徳里	一八五	一、一一八
連谷	三山里	三二九	一、八二六	同	香湖里	一四二	九一五
同	退谷里	一一八	六九八	同	三橋里	一一八	七二二
同	柳等里	六二	三三三	同	注文里	七五一	三、八四五

同族部落

私の調査した範囲では、江陵郡は慶尙北道安東郡に亞いで、兩班儒林の多い地方で、その同族が集團して一部落を構成して居るものが頗る多い。祖先を同うせる同族の集團せる部落は、他の雜姓部落に比すると、部落民の共同一致せることは勿論で、幾多の長所美點を保有して居るが、また一面には、部落民に自主獨立の精神の多少缺如せる如き弊害も無いとは云へない。近來社會状態の變化に伴ひ、江陵邑附近の同

族部落などには、漸次他姓の者が混入して來る傾向もあるが、同族部落を中心とした集團生活には、地方自治上大に研究すべき長所が存して居る。今試みに江陵郡に於ける重なる同族集團部落に就いて、その名稱及び沿革を示すこととする。

江陵金氏集團部落 江陵金氏の先祖は金周元なる者で、新羅敬神王時代に、溟州郡王に任せられ、慶州より江陵に赴任し、この地を永住地と定めた。爾來その子孫繁昌し、今日に於ては郡内諸處にその集團部落が在る。今その主なるものを擧げると左の通りである。

城山面金山里金氏部落 城山面の東方にあり、部落全戸口數百四十戸、七百十三人中、同姓戸數九十三戸、人口四百六十五人で、同姓外戸數四十七戸、人口二百四十八人である。今より約五百年前、現宗孫たる金存南の十四代の祖金流がこの地に來り住し、その子孫の集團して以て今日に至つたもので、部落民は團結心強く、慶弔時の相互扶助は勿論、門中財産にて輜子、婚具等を購入して、貧困者の必要時には無償にて貸與し、或は春窮時に米を無利息にて貸與するなど、互助精神に富んで居る。

江東面茅田里金氏部落 戸數六十餘戸人口三百餘人

江東面上詩洞里金氏部落 戸數九十餘戸人口四百五十餘人

江東面下詩洞里金氏部落 戸數三十餘戸人口百五十餘人

城徳面魯岩里金氏部落 戸數四十餘戸人口二百餘人
 望祥面深谷里金氏部落 戸數七十餘戸人口三百餘人
 沙川面板橋里金氏部落 戸數三十餘戸人口百五十餘人

以上の外向郡内に散在する同氏族が多い。

江陵崔氏集團部落 江陵崔氏はその始祖二派に分れ、一派の祖先はその名を崔必達と云ひ、新羅時代（この年數未詳）に、慶州より江陵に來りて、この地を永住地と定む。爾來その子孫繁昌し、郡内諸處に集團部落を組織するに至つた。その主なるものは左の通りである。

江陵面松亭里崔氏部落 戸數六十餘戸人口三百餘人
 城徳面内谷里崔氏部落 戸數三十餘戸人口百五十餘人
 江陵面崔氏部落 戸數四十餘戸人口百七十餘人
 江陵面洪濟里崔氏部落 戸數三十餘戸人口百二十餘人
 連谷面松林里崔氏部落 戸數四十餘戸人口二百餘人
 江陵面草堂里崔氏部落 戸數六十餘戸人口三百餘人
 江陵面林町崔氏部落 戸數三十餘戸人口百二十餘人

右の外同氏族の多數は郡内各地に散在す。

次に崔氏の他の一派は、その始祖を崔文漢と稱し、高麗忠肅王時代に、江華郡より、江陵郡に來住し、この地を永住地と定む。爾來その子孫繁昌して今日に至り、本郡内處々に集團部落を組織するの外、尙ほ各地に散在する同族も亦尠くない。今その集團部落の主なるもの擧げると左の通りである。

城徳面長峴里崔氏部落 戸數約四十戸人口二百餘人
 新里面橋項里崔氏部落 戸數百餘戸人口四百七十餘人
 連谷面杏亭里崔氏部落 戸數七十餘戸人口三百餘人
 三陟沈氏集團部落 高麗恭愍王時代、沈東老なるもの開城より江原道三陟郡に來住し、更に今より約四百年前に於て、その子孫江陵に移住して、この地を永住地と定む。爾來その子孫繁昌し、今日に於ては左の如きその同族の集團部落あるを見るに至つた。

丁洞面雲亭里沈氏部落 戸數四十餘戸人口百七十餘人
 城徳面淮山里沈氏部落 戸數五十餘戸人口二百餘人
 江東面茅田里沈氏部落 戸數三十餘戸人口百三十餘人
 昌寧曹氏集團部落 今より約四百年前、即ち李朝宣祖時代に、曹哲なる者京城より江陵に來住し、爾來

その子孫繁昌して、郡内處々に集團部落を組織するに至る。今その主なるものを擧げると、

城德面幼山里曹氏部落 戸數六十餘戸人口三百餘人

新里面橋項里曹氏部落 戸數三十餘戸人口百五十餘人

邱井面鶴山里曹氏部落 戸數四十餘戸人口百八十餘人

江東面申石里曹氏部落 戸數三十餘戸人口百三十餘人

丁洞面蘭谷里曹氏部落 戸數三十餘戸人口百五十餘人

此の外尙各地に散在する同族も亦尠くない。

安東權氏集團部落 丁洞面烏竹軒里にあり、今より約四百年前、權棟なる者京城よりこの地に移住し、

爾來その子孫繁昌し、今日に至り現在戸數四十戸、人口二百餘人に達する。

安東權氏の集團部落 江陵面玉川町及び連谷面退谷里にあり、今より約三百年前、權稱なる者安東より

江陵へ移住し、爾來その子孫繁昌し、江陵面玉川町には現在戸數五十餘戸、人口二百餘人、尙ほ連谷面退

谷里には、現在その戸數七十餘戸、人口五十餘人を算する集團部落を組織して居る。

江陵朴氏集團部落 李太朝時代、即ち今より約五百年前、朴自儉なる者慶州より江陵に移住し、爾來そ

の子孫繁昌して今日に至り、郡内諸處に之が集團部落を見る。その主なるものは左の通りである。

江東面下詩洞里朴氏部落 戸數三十餘戸人口百餘人

江東面雲山里朴氏部落 戸數三十餘戸人口百五十餘人

沙川面美老里朴氏部落 戸數四十餘戸人口二百餘人

沙川面板橋里朴氏部落 戸數三十餘戸人口百五十餘人

沙川面德實里朴氏部落 戸數三十餘戸人口百餘人

右の外、尙ほ郡内各地に散在する同族も亦尠くない。

香湖里鄭氏集團部落 新里面香湖里にあり、今より約三百年前、鄭倍傑なる者原州よりこの地に移住し

來り、爾來その子孫繁昌して今日に至り、現在戸數七十餘戸、人口三百餘人に達する。

延日鄭氏集團部落 邱井面鶴山里にあり、今より約三百年前、同氏の一派この地に移住してより、その

子孫の集團部落を形成し、現在戸數四十戸、人口約二百人に達する。

大家族制の現況

昔時に於ては中流以上の家庭の大部分、殊に兩班階級に屬する家庭の多くは、三親等以内の者で一家を構成せる例が尠くなかつたが、現在では時代の風潮に影響せられ、斯くの如き大家族制を採るものは殆んど無く、大抵子孫を分家せしめ、獨立的生計を營ましむるを普通とする。

主なる姓氏

江陵郡内の主なる姓氏は、江陵崔氏、江陵金氏、三陟沈氏、安東權氏、昌寧曹氏、全州李氏、寧海李氏、延日鄭氏、草溪鄭氏、寧越辛氏、江陵朴氏等である。

兩班

併合と同時に階級的差別は撤廢せられ、時代の風潮と共に階級相互間の差別觀念は漸次改廢せられつゝ、あるが、兩班は過去に於て特權を有し、一般より尊敬を受けたる階級で、その傳統的慣習は未だ脱せず、今尙に相當の尊崇を受けつゝあり、勢力を有し、地方の中心となるものも、各所に多く散在する。

徳望又は勢力ある者

江陵郡に於て、現に徳望あり、且つ勢力を有する者は、沙川面朴起東氏、丁洞面李根宇氏、江陵面崔燾昇氏、崔在隣氏(最近死亡)等にして、いづれも地方公益事業の爲め活動したる事蹟が尠くない。

模範部落

江陵郡當局は、各部落に於ける住民の美風良俗を助長し、陋習惡弊を矯正すると共に、勞働精神を作興せしむる爲め、郡内各地に地方改良團體を組織せしめ、漸次その成績を挙げつゝあるが、その最も成績良

好なる、城徳面博月里興風會の狀況は、大約左の通りである。

城徳面博月里興風會事蹟

一、所在地

江陵郡城徳面博月里興風會 部落戸數 百二十五戸

二、代表者

崔仁澈 年齡四十五歳、博月里區長同興風會長同納稅組合長の任にあり。

崔燾浩 年齡二十九歳、城徳面協議會員同里興風會幹事の任にあり。

三、施設事項

(一)地方改良農村振興を期すべく、同里有志相謀り、大正十五年七月二十日博月里興風會を組織したるもので、施設事項及びその成績は左の通りである。

(イ)良風美俗の助長並惡習矯正

(1)敬老會 昭和二年二月二十一日、同里大豆粒選出評會を機とし、里内七十歳以上の高齢者(男十名女八名)を招待して、毛布、煙管、匙、箸、牛肉等を贈呈し、時弊並に倫理道德に關する講話

三、部落の現狀

- 會を開き、尙ほ昭和三年陰年末に、高齢者二名に對し會の名を以て牛肉其他の歳饌を贈呈した。
- (2) 窮民救済 大正十五年本會設立と同時に、部落民中鰥寡にして寄る所なく、生計困難なるもの七戸に對し、會員各自應分の金品を醸出し救助すると共に、一面小作地の供給、その他の方法に依り、生業の道を開かため、生活安定の域に達せしめた。
- (3) 節酒 大正十五年八月より、里民の自家用酒類製造を減すると共に、酒類製造販賣業者二名に對しては農作地を供給し、以て之を廢止せしめた。
- (4) 賭博禁止 同里は従來賭博常習者多きを以て、昭和二年二月より、同會員相互警戒を加へたる結果、今やその弊風を一掃するに至つた。
- (5) 國旗普及 御大典を機とし、國旗百旗を購入し、會員に無償配付し、祝日及び大祭日には、必ず毎戸に掲揚せしめて居る。

(ロ) 生活改善

- (1) 時間尊重 時間の觀念を涵養せしむべく、御大典を機とし、時計附掲示場を共同井戸の附近に設置し、専ら婦女をして時間を尊重せしめて居る。
- (2) 間食廢止 従來農期には、晝食後と夕食前一回間食する弊風あり、昭和二年三月より申合せ、一

切間食の廢止を斷行した。

- (3) 農酒廢止 同里に轉入するもの、又は傭人並新規傭主に對しては、従來酒五升宛を提供せしめ、農民會飲する弊風あり、昭和二年春より之を廢止し、相當代價を會に提供せしむることとし、既に實行者三十名以上に達した。
- (4) 規約貯金 昭和二年春より、毎年定期總會に、は必ず自分の勤勞所得より金十錢以上を納付せしめ、蓄積することとした。現在蓄積額五十圓以上に達して居る。
- (5) 早起勵行 同里各戸は毎朝必ず五時に起床し、朝食前に堆肥の材料を採取し、その他の副業に従事することを申合せ、早起の習慣を養成しつゝある。

(ハ) 教育の普及

農村の振興は農民の自覺に待つこと多きに鑑み、大正十一年十一月十日里民相謀り、各自相當の勞金又は現品を醸出し、建坪四坪、(現在は六坪に増築)の夜學堂を建築し、里内農民を網羅し繼續開催して今日に及び、興風會の事業となつた。その實施方法は左の通りで、成績甚だ良好なれば、今後數年を出でずして、里民は悉く普通學校卒業程度の知識を有するに至るであらう。

興風會夜學狀況

程度に依り甲、乙、丙三組に分ち、何れの組にも、毎年自一月四箇月間、自六月三箇月間、自十一月二箇月間、合計九箇月間開催する。その教科目及び教授時間等は左の通りである。

區分	受講人員	教科目	教授時間	擔任講師
甲組	二〇人	鮮語、國語、漢文、地理 算術、體操、唱歌	毎夜 自九時 至十一時	公立普通學校卒業生 一人
乙組	二五	鮮語、漢文、地理、算術 體操、唱歌	同	同 一人
丙組	三〇	同上	同	同 一人

教材は普通學校教科書を基礎として、農民の日常生活上卑近なる事柄を蒐集し、簡易適切なる事を選択し、尙に面に於て時々必要なる教材を與へ、例へば里、面、郡、道内の人口、農産統計、行政區劃表を與へ、程度の進むに従ひ、全鮮に互る各種統計表を與へ以て授業しつゝある。

(二) 農事獎勵

- (1) 養蠶獎勵 掃立枚數は現在三戸當一枚にして、三年後には一戸當り一枚宛飼育することとし、飼育方法の改良を圖りつゝあり、尙ほ昭和三年には桑苗六千本を購入し、會員に無償配付した。
- (2) 堆肥舍場建設 昭和二年の春より會員相謀り、一戸に必ず堆肥舍場一箇所宛を建設することに決定したが、今や一戸の例外なく、何れも堆肥製造に努め、昭和二年道農會主催堆肥品評會に二等

賞を受けた。本年も繼續して堆肥製造に努めつゝあり、成績良好である。

- (3) 共同耕作 水稻優良品種普及及び更新の爲め、昭和二年より畝一千七百七十五坪を共同耕作す。

(ホ) 衛生及び警防思想の養成

- (1) 牛舎改良 牛舎を改良するは肥料を増製すると共に、衛生方面にも其の効果良好なれば、全部落舉つて牛舎を改良し、その數百二十戸に上る。
- (2) 厠舎改造 従來厠舎は露出して日光に露され、雨雪の時は雨水浸入汎濫して不潔を極めたるを以て、厠舎を建設し、周囲を清潔ならしむるは、衛生上有効なると同時に、肥料使用上にも効果が大きい。部落の厠舎改造實行戸數は全戸數の約半數に達し、今後全部實行する方針である。
- (3) 清潔施行 春秋季清潔及び常時清潔は勿論、會に於て毎月日割を定め、役員各戸に巡回し、清潔検査を爲し、未済者あるときは充分説明して實行せしめつゝある。
- (4) 夜警實施 昭和二年十一月毎年十一月より翌年三月まで、會員夜警組を編成して、毎夜二組宛(一組三人)巡回し、午後八時より翌日午前三時まで、里内全部に巡回して、盜難及び火災を豫防することを申合せ、實施以來火災四件を發見豫防して、その効果多大である。

(ハ) 法令の恪守

三、部落の現狀

(1)納税組合設置 本里は従来滞納者が多かつたが、本會設立以來會員相互に相戒め、滞納は本會の恥辱なりと自覺して、昭和二年納税組合を設置し、努めて納期内に納むることとし、今や滞納者一人もなく、成績最も良好である。

(2)新聞雜誌縦覽 毎日申報及び關東月報を購入して、縦覽所を設け、會員に縦覽せしめ、法令の周知、常識の涵養を努めて居る。

(ト)其の他の事業

(1)橋梁架設 部落附近にある三永坪橋は、從來六箇部落民が、共同して架設修理して來たのであるが、近來他の關係部落民が全然顧みない爲め廢橋となり、一般の交通上不便が尠くなかつたのを遺憾とし、本會員は奮發して農樂隊を組織し、その活動に依り金約二百五十圓を調達し、内百五十圓を以て大正十五年該橋及び本里中央橋の架設を完成した。尙ほ農閑期の共同勞働により得たる金百圓を積立て、その利子収入を以て毎年修理費に充て、居る。

(2)共同井戸及揭示板建設 婦人の知識普及、又は時間觀念を涵養する目的を以て、昭和三年御大典記念事業として、本里中央にある共同井戸の側に時計附黑板揭示場を設け、各色の白墨を以て毎日々常生活上必要な事項を掲記し、婦人汲水の際便覽せしめ、婦人の間にはその記事を見んがために、時間の餘隙を利用して態々文字を習ふものが多い。

めに、時間の餘隙を利用して態々文字を習ふものが多い。

郡の模範里建設計畫

郡當局に於ては、博月里興風會の成績に鑑み、相當素質良き數部落を選定し、左の模範部落建設案に據り指導しつゝあり、着手以來未だ日淺きも、その成績には大に見るべきものがある。

模範里の建設

一、興風會

美風良俗を助長し、陋習惡弊を矯正すると共に、勤勞精神を作興するを以て目的とす。會長、副會長、部長、(勸業、財務、工庶務教育、衛生土木を含む)毎十戸に統首一人を置く。

基本財産を造成し、集會所を設く。

集會には管易圖書館を併置し、新聞雜誌等を備ふ、また鍾(或は大鼓)を設備し、曉の鍾、會の鍾、非常の鍾を鳴らす。

二、青年會(興風會の分身とす) (別働隊)

興風會の主義綱領を恪守する外、團體的訓練を行ひ、勤勞精神を作興すると共に、風紀改善に努力し、

三、部落の現状

賭博を絶滅し、禁酒断煙を勵行し、斷髮黒衣を奨勵し、早婚を廢止し、華美を避け、質素を旨とし、能く働き能く勉學し、老幼婦女を勞り、社會奉仕す。

會長、副會長、又は幹事長、幹事

勞役奉仕に依り基本金を蓄成す。

早起會、毎朝勵行、身心を鍛鍊し、天地衆生の恩を感謝す。

修養會、毎週一回(夜間)會合し、講話又は感話を爲す。

三、婦 女 會 (興風會の分身とす)
(別働隊)

興風會、青年會の活動に順應し、婦徳を磨き、勤勞精神を作興すると共に、風紀改善に努め、早婚を廢止し、華美を避け、質素を旨とし、内助の功を全ふせんとなす。

會長、副事長、幹事

婦人修養會、毎月一回會合し、講話又は感話を爲す。

財 務

一、納税貯金組合

公課金全部に就き面よりその概數の通知を受け、全額の約二割増を個人別に豫め徴收し、期間内に率先

納入を勵行す。

組合長は興風會財務部長を兼務す。

二、基本財産造成

毎年收穫期に各戸共、麥及び粳各五升の一斗宛を醸出す。

各種共同販賣収入の五分宛を受入る。

寄附金(供饌金を含む)を受入る。

興風會の基本財産は必要を應じて、有益なる共同使途に提供す。

三、各戸節約貯金

毎炊飯時に各戸共一握宛の米麥を積立て、月末に至り興風會が之を取纏めて販賣し、各個人別に貯蓄す

各戸共生産品販賣代金の約一割宛貯蓄を勵行す

勸 業 (自作農の造成を目標とす)

一、稻作改良、産米販賣組合

收良品種の普及、短冊苗代、正條植、莖敷調製の實行。

改良農具の使用

三、部落の現状

産米共同販賣（籾の検査）

二、柿と栗の増殖、改良販賣組合

柿苗、栗苗の植付、白柿の製造奨励

共同販賣

三、養鶏組合、養蜂組合、養豚組合

郡面の指導部落とし奨励種を普及す。

鶏卵、豚鶏肉、蜂蜜等の共同販賣。

四、養蠶組合

模範桑園設置、桑田擴張及肥培

稚蠶共同飼育、指導員招聘

産繭共同販賣

五、堆肥模範里

六、畜牛増殖

興風會を購牛資金を貸付する。

一方低利資金の融通を図る。

七、細吠組合

生産販賣を爲す。

八、造林組合

興風會に模範林を設置して、里民を指導し、一方基本財産の造成を有す（アヘマキ造林も良い）
時々林業講話會を開き、愛林思想を涵養し、會員相互に森林の保護看守を爲す。

庶務

一、教育

一、児童の教育

（イ）普通學校の利用（子女は可成普通學校に入學せしむ）

（ロ）改良書堂の設置（普通學校に入學せざる女子の爲に設く）

二、青年の教育

（イ）労働夜學會（農閒期を利用し精神修養國語、算術等を課す）

（ロ）實業講習會（郡面技手等をして技術上の講習を爲す）

三、部落の現状

三、老壯年の會

春秋二回男女各米五合を持寄り、談笑裡を食事を爲し、技術或は精神修養の講話を聞く。

二、社會施設

四、中堅青年の養成

各地に於ける有益なる、講習會等に出席せしむ。

五、善行者表彰

毎年幾人かの善行者を表彰す。

六、敬老會

毎年一回

七、托兒所

農繁期に幼児を預る。

八、救済救助及獎學事業

貧困者の救済、災厄の救助、優良兒童に獎學資金貸付

九、生活改善

時間勵行、節酒、禁煙、冠婚喪祭費の節約等

三、警備衛生

一、保安組合

夜警、消防設備等、主として青年會の活動に待つ。

二、共同井戸の開修

適當の部落に數箇所設く。

三、共同浴場

集會所に併置す。

四、便所の改良

各戸共改良便所を作る。

四、土木

一、道路の改修

二、河川、溝渠の浚渫、築堤、橋梁架設

主として青年會の活動に待つ。

三、部落の現状

注文津金融組合模範部落

郡当局の模範部落建設に努めつゝある一方に於て、注文津金融組合理事堀田三四磨は、組合区域内に於ける模範部落設置に盡瘁し、左の如き計畫の下に、既に新里面長德里才方洞に第一模範部落を設置して指導開發に努めて居る。

注文津金融組合模範部落設置計畫

- 一、施設の精神 (イ) 部落民に集中的訓練を加へ、その社會的開發向上の助長。
(ロ) 金融組合趣旨を徹底し、組合員の信用並經濟の向上。
- (ハ) 産業技術の發達促進。
- 二、施設場所 新里面長德里才方洞 注文津金融組合 第一模範部落
- 三、部落の概況 部落中大部分は成性を名乗り、性質概ね順朴なり、且つ勤勉性に富み組合業務方面の成績最も良好とす、郡の施設として納税組合を有し之亦成績可良なり。
部落は殆んど中流以下の集團して、貧富の差尠し、交通は比較的便利にして、約五分の四は自轉車の往來に便す。

四、中心人物 稗長とし選定したる中心人物

組合員 咸 在天

同氏は性温厚篤實なる勤勉家にして、成性一家の有力者なると同時に、部落に於ける信望最も厚き人なり、物事に理解を有し部落の先覺者たり、現在本組合指導委員及郡納税組合長の名譽職を有し、何れも獻身的に盡瘁せり。

五、總戸數 部落の總戸數 三十六戸

六、現在組合員 十七名

七、實地調査の處加入せしめ得る數 十五名 既に實地調査を完了し加入申込書を出し不日評議員會の加入決議を爲す

八、組合との距離 一里二十町

九、獎勵すべき副業 (イ) 製繩、移出干魚の荷作用に供するもの

(ロ) 製苳、同上

(ハ) 麻布製織 現在年産額三〇〇反一、五〇〇圓を有す主として婦人副業とす

一〇、副業指導方法 郡産業技手に囑託し、尙に金融組合は職員を派遣督勵を爲す。

二、生産品の販賣及器具等の購入 當分組合に於て斡旋す。

三、部落の現状

- 三、貯金組合の創設 別紙規約に依り施行
 - 三、其他特設事項 低利資金の普及
 - 四、實 施 豫 定 八月中旬(但し上記の豫定なるも承認あり次第實施せんとす)
- 模範部落特設事項

一、資金貸付並回収計畫

1. 土地購入資金

本年度に於ては自作兼小作農、及び小作農二十六名に對し自作農創定を計らんとす。

- 一、資 金 種 類 自作用土地購入資金
- 二、貸出計畫總額 五千二百圓
- 三、一 人 當 二百圓以内
- 四、償 還 方 法 五箇年定期分割拂
- 五、償 還 資 源 農業收入並に副業收入
- 六、貸 付 時 期 今收穫後舊正月迄の土地賣買期間中
- 七、現在迄の貸付済左の如し。

氏名咸方榮貸付額一六〇圓、取得土地四四七六坪

八、自作農者に對する右資金は申込に依り貸付を爲す、現在迄の貸付済左の如し。

咸在天 二〇〇圓 咸炳隣 一〇〇圓 咸炳善 一六〇圓

2. 購 牛 資 金

現在稼員中、小作農者にして耕牛を有せざるもの五名、自作兼小作農にして一頭を有するもの十七名あり、之等に對し一頭宛を購入せしめんとす。計畫及び現在の状況左の如し。

- 一、資 金 種 別 特殊産業低利資金
- 二、見 込 總 額 千三百二十圓
- 三、一 人 當 金 額 六十圓以内
- 四、償 還 計 畫 三箇年分割償還
- 五、償 還 資 源 主として副業收入及び農業收入
- 六、使 途 監 督 組合烙印を押捺し畜産組合と連絡を取り任意賣却を防止す。
- 七、貸 付 時 期 農閑期中牛價低落を見計ひ購入せしむ。
- 八、現在迄の貸付済額左の如し。

成在龍 七〇圓、南日龍 五十五圓

3. 副業資金

一、特に奨励したる製繩に要する器械購入費の貸付を爲せり。現在比較的餘裕を有する七名に對し購入資金一人當三十二圓總額二百二十四圓を貸付せり。而して尙ほ購入資力(組合融通)あるもの八名に對し秋收終了迄に購入せしめ本年農閑期中の副業とせしむ。

二、償還方法 一箇年以内の短期貸にして隨時内入せしめ昭和五年三月迄に完納せしめんとす。

三、償還資源 本副業収入を充てしむ。

四、生産品代金 當分凡て組合の共同販賣にせしむ。

二、副業奨励方法並に生産品販賣状況

1. 奨励せる副業 製繩

ニ、生産、販賣、その他左の如し。

1. 一臺一日の生産能力 平均十玉(一玉は經五分繩百尋にして重量一貫五百匁とす)

2. 一臺一日の生産額

現在一玉二十三錢なるも冬期中需要減少するを以て二十錢と見做し一日の生産額二圓とす。

3. 一日の収益 二圓

採算 藻代五十錢、夜間油代五錢、計五十五錢を差引き、一圓四十五錢の利益となる。

4. 本年度生産計畫 一萬二千玉(十八萬貫)

5. 用途及需要地

當地水産業者の干魚及び魚油移出荷作用として全部消化能力を有す。

6. 現在迄の共同販賣高 八十八玉(千三百二十貫)

三、貯金方法

貯金方法は曩に届出たる本部落契「共榮貯金組合」を設け、契員全部に一口宛の口座を開かしめ、副業収入の二割以上は強制的に積立てしむる外、貸付金回収に際し貸付金返済額の百分一を貯金せしむ。右は二十圓に達したるときは契長及組合理事に於て適當と認むる使途に限り拂戻に應じ、有利に使用せしめんとす。

現在迄預入したる金額左の如し。

十一口 五圓七十五錢也。

注文津
金融組合 第一模範部落契規約

三、部落の現状

生活狀態調査

- 第一條 本契ハ注文津金融組合第一模範部落契ト稱ス
- 第二條 本契ノ事務所ハ新里而長德里才方洞成在天宅ニ置ク
- 第三條 本契ハ新里而長德里才方洞ニ居住スル金融組合員ヲ以テ組織ス
- 第四條 本契ハ契員ノ共同自助ヲ旨トシ金融組合ヲ利用シ其ノ經濟ノ發達ヲ圖リ良俗美風ヲ涵養シ他ノ模範タルヲ以テ目的トス
- 第五條 契員ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事項ヲ遵守必行ス
 - 一、家業ニ精勵シ副業ヲ營ミ金融組合ノ借入金ノ用途及返済計畫ヲ誤ラズ之レヲ有効ニ使用スルコト
 - 二、儉貯蓄ヲ勵行シ不動貯蓄金一口以上ヲ有スルコト
 - 三、冠婚葬祭費ヲ節約シ其ノ生活改善ニ努ムルコト
 - 四、正直ヲ行トシ信義ヲ重シ借入金ノ元利金諸稅公課等其ノ納期ヲ遅延セザルコト
 - 五、其ノ他金融組合ヨリ指導サレタル事項ヲ遵守必行スルコト
- 第六條 本契ニ契長一名副契長一名顧問二名指導員若干名ヲ置ク
- 契長及副契長ハ金融組合ノ指名シタル者
- 顧問ハ金融組合長及理事ニ委嘱ス
- 指導員ハ郡、面ノ産業技手ニ囑託ス
- 第七條 契長ハ本契ヲ代表シ一切ノ事務ヲ擔當ス

- 第八條 契長ハ契長ヲ補佐シ契長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
 - 第九條 前條ノ集會ハ金融組合ニ通知シ顧問ノ臨席ヲ求ムベシ
 - 第十條 本契ニ加入シ又ハ脱退セムトスル者ハ其ノ旨契長ニ申出テ承諾ヲ受クベシ
 - 第十一條 本規約ハ契員中半數以上ノ同意ヲ得金融組合ノ承諾ヲ經タル上變更スルコトヲ得
 - 下名等ハ金融組合ノ趣旨ヲ體シ本契ヲ設立シ之レガ規約ヲ遵守實行スルコトヲ誓約スル爲記名捺印ス
- 昭和四年九月五日

三部落の現狀

成	成	成	成	成	成	南	成	成	成
在	炳	炳	炳	在	炳	日	在	炳	在
喜	龍	俊	元	鴻	調	龍	九	龜	天
成	成	成	成	成	成	成	成	成	金
炳	炳	方	炳	炳	炳	炳	炳	炳	在
乾	敏	榮	學	弘	股	正	善	錫	先
成	成	成	成	成	成	成	成	成	成
在	炳	炳	炳	炳	炳	在	炳	炳	炳
鳳	吉	九	順	臨	模	龍	貞	蕙	哲

共榮貯金組合同規約

- 第一條 本組合ハ共榮貯金組合ト稱シ、注文津金融組合第一模範部落契員ヲ以テ組織ス
 - 第二條 本組合ノ貯金ハ凡テ期間ニケ年ノ据置預金トシ注文津金融組合ニ預入スルモノトス
 - 第三條 本組ニ組長一名ヲ置ク組長ハ注文津金融組合理事ノ指名シタルモノニシテ預入金ノ取纏メ會員ノ異動報告等凡テノ會務ヲ擔當ス
 - 第四條 本組合員ハ副業收入ノ二割以上ヲ必ズ預入スルモノトス
 - 第五條 前項ノ外本人ノ希望ニ依リ隨時預入スルコトヲ得
 - 第六條 本預金ノ引出ハ組合長ノ同意ヲ得注文津金融組合理事ノ承認ヲ要ス
 - 第七條 本預金ノ引出ヲ爲ストキハ同時ニ新規ニ一口ノ由込ヲ爲スコト
 - 下名等ハ本組合ノ趣旨ヲ體シ之レヲ遵守實行スルコトヲ誓約スル爲メ記名捺印ス
- 昭和四年九月五日

成 炳 相
 命 元 吉
 華 吉 相
 崔 崔 崔
 禹 燦 燦
 河 衡 虎
 成 沈
 在 相
 五 智

成 在 天
 成 炳 哲
 成 成
 炳 在
 錫 真

部落の團結

成 南 成
 命 回 炳
 華 龍 弘 學 榮 祿 乾 虎 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦
 崔 崔 沈 成
 禹 燦 相 智 鳳 吉 九 順 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦
 河 衡 智 鳳 吉 九 順 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦 燦
 成
 在 在 炳
 五 龍 相 喜 龍 俊 元 鴻 訓 貞

江陵郡は古來よりその民度の相當に發達せると、同族觀念強きとに依り、地方民は公私共に共存共榮の爲め、種々なる形式に於て團結を計る傾向が強い。因つて現時に於ても特に公益事業の爲めには郡民の活動は常に一致し、その提携も強固で、例へば注文津築港寄附金、江陵公立農業學校の建築當時の臨時費に

對する寄附金、墨湖築港寄附金の募集、電気會社組織等が極めて容易に成巧せるも、皆郡民の團結が一致せる結果である。而して共済機關としては古來より講、契の如き特殊の組織あり、併合以來は左の如き各種公共團體組合、會、契等の設置を見、之等の各種機關は洞里、面、又は郡を夫々單位としてその種類も頗る多いが、何れも地方民の團結を計り、特に部落民の協力提携を緊密ならしめ、以て公私生活の完成を期せむとするものである。

各種産業團體組合、契、會、概況

名	稱	個所數	概	要
農	會	一	農業の改良發達を圖る目的を以て組織せられ事務所を郡廳内に置く	
畜産	同業組合	一	畜産の改良發達を圖る目的を以て組織せられ事務所を郡廳内に置く	
業	森林保護組合	一	森林の保護及造林獎勵を目的とし組織せられたるものにして事務所を郡廳内に置く	
團	漁業組合	五	組合員の漁業に關する共同施設を爲すを目的とし組織せらる	
體	産業改良組合	一	産米の改良増殖を圖る目的を以て組織せらる	
農事實行改良組合		六	農事改良發達及び農家經濟の向上を圖るを目的とし地方民の申合せにより組織せらる	
學	校組合	二	内地人教育事務處理及び小學校費用支辨の目的にて内地人に依り設立せらる	

學	校	費	一	普通學校其の他の教育に關する費用を支辨するを目的とする公共團體にして郡守之を管理す				
金	融	組	四	組合員の金融を緩和し經濟發展を圖るの外産業資金を融通する爲めに組織せらる				
殖	産	組	一	組合員及び一般に對し産業資金を融通する爲め組織せらる				
貯	蓄	組	三	組合員の勤儉貯蓄を獎勵し尙ほ一般的に産業資金を融通するを目的とし組織せらる				
商	榮	會	一	商業の發達公益事業の助長を企圖するを目的とし組織せらる				
繁	榮	會	二	地方發達を圖るを以て目的とし地方民の申合せにより組織したるもの				
地	方	改	良	獎	勵	會	一	
興	風	會	七	民風作興民力涵養を企圖するを目的とし組織せらる				
振	風	會	一	弊風改善及良俗助長を目的とし組織せられたるもの				
尙	善	會	一	弊風改善民力涵養を企圖するを目的とし地方民の組織したるもの				
日	新	會	二	弊風改善民力涵養を企圖するを目的とし地方民の組織したるもの				
社	約	契	一	社會教化地方發展を企圖するを目的とし地方青年等の申合に依り組織せられたるもの				
自	信	會						
青	年	會						

三、部落の現狀

三 益 會 一 同

婦 人 親 睦 會 一 弊風改竄副業獎勵を目的とする地方婦人等の申合に依り組織せられたるもの

少 年 團 三 美風獎勵體育發達を目的とし地方少年等の申合に依り組織したるもの

修 養 團 支 部 一 總親和總勢力に依り明き社會の實現を目的とする團體にして地方民の申合に依り支部を
設置す

尙ほ地方農村に於ては部落毎に農民等共同して各自の農事に付輪番耕作を施行し、以て勞働力の需用供給を圓滑ならしめ、また血統を同じくする親族間に於ては宗門と稱する一種の團體を組織し、共同してその祖先を祭り、親族間の身上に付或る事件發生するときは、その事件の性質、對內的たると對外的たるとを問はず、或は精神的に或は物質的に相互扶助し、之が解決に努め、子孫幾十代に至る今日も、尙ほ家族制度の美風を相互維持して居る。更に個人間に於ては部落、又は地方別に相互庇護する風習あり、地方的に於ても團結せられて居るが、同族觀念強きに基因し、やゝもすればその團結が破裂し易き状態にあるは遺憾な點である。然れどもまた反面に於ては、古來より孝子節婦を敬慕し、郷賢その他の地方先輩を崇拜する郡民の觀念に影響せられ、道德觀念相當發達し、公私共に公益的性質を有する事業の爲めには、何等派閥的色彩を表顯せず、一致團結して事に當る郡民の態度は甚だ喜ぶべきことである。

持 色 ある 契 則

江陵郡に於ては部落民の間に各種の契が發達して居るが、金氏同族部落に傳はる大洞稷帖はその沿革の古き點に於て、桂蓮堂の墓先稷は儒林の組織に係る點に於て、また數年前に組織されたる五星亭稷は老人の團結たる點に於て、それ々々特色があるから、左にその契則を掲げて置く。序に一言するが、江陵地方に於ける朝鮮の人々の敬老の念厚きことは、確かに民風の特長に數ふべく、この地方の青年は、同じ兩班儒林の多い安東地方の青年に比して、長者を尙び儀禮に厚く遙かに純朴のやうに見受けられる。

大 洞 稷 帖 (玉街里(今玉川町)を大洞と云ふ)

稷 帖 序

余嘗按周制鄉大夫掌其鄉之政令而百家共立一社其時制度節目之詳雖不可得致而孟子曰鄉田同井出入相友守望相助疾病相扶持則百姓親睦意者立社本義共亦不出乎使民相親睦而後之講信修稷者蓋其遺意也吾鄉素稱禮之邦而士大夫之相與交接者皆有禮節焉村各有稷々必有約以講明乎先輩取以纂成禮法而一以忠信敦睦焉爲本是以其俗質而有文其民敬而能和見稱於隣邑者雅矣學弱年少時每披覽其稷帖則修稷有司一曰金公諱(尙恪)一曰權公諱(世積)其時修序文亦我王考諱(宅鎮)所撰謄寫手筆也竊惟我臨瀛之城東玉街里舊有三大族之家蓋安東權氏溟州崔氏其一則我金氏也三姓世居茲土後孫頗藩衍則王逸之蘭亭帖白居易之香山社非不美矣而只言其遊覽之勝則曷若此洞稷之敦世俗而興禮讓乎至若下稷則邑人驛民往々許入以年齒各書其姓名於帖末桑而

梓連蔭吊慶無闕每當修稷之日講信之會使人備酒餅負肴楮或登臨於月臺山或巡遊於八松亭提挈醉路極其謹謹而罷斯稷之期其意亦美且盛矣不幸丁卯之春勝地招魔時運告災酷遭回祿之變稷物及稷帖一時俱入於灰燼於心豈不慘盡當初初稷不知何許年而權友吉常甫今當有司之任續成稷帖而以我有村首之名故屬以爲記余亦辭不獲已茲敢摭其實述其辭云

崇禎紀元後五己巳臘月念日

稷首

金

學

弼序

有司

權

吉

常講書

金

秉

點

立令

- 一、座目第次依帖例各書洞里之名而隨其所居以年齒書其姓名以爲勿替遵行事
- 一、各里中若有願入之人新入則以壹兩錢許納承入則以五錢例許納事
- 一、有司之名周年遞代而南北村則每備三員大昌則使二人舉行而稷中之六十以上勿爲舉論事
- 一、每朔講信以二十日爲元定而一齊團樂俾無不參事
- 一、春秋兩次插好於土城及月臺山八松亭如有犯斫其元松與雜木則卽爲受罪懲勵事
- 一、稷員作故則奕布一疋賸紙一束粥代租五斗並爲許給事

一、稷員中如或移居他里則卽以本錢出給事

古蹟

土城在郡之東二里許在昔穰國時所築也蒼松與雜木爲一郡水口之屏蔽故自洞稷守護爲幾百年古事耳月臺山在郡之東五里許卽邑誌所載月正山也生松禁養自洞稷已成古例耳八松亭在郡之東十里許在昔嘉清間命權崔三姓初稷植松於海口者爲其遮欄而禁養故初付見召津其後有人窆居其地稍成村落故仍使看護松有八株山躡然者故以八松名之云爾

北一里

金	孝	演	子準
金	秉	俊	癸巳
金	栢	卿	丙辰
金	演	性	辛酉
金	秀	卿	君大
金	會	卿	正叔
金	會	卿	癸亥
金	會	卿	丙寅
金	會	卿	令俊
金	會	卿	丙寅
金	會	卿	己巳
金	會	卿	呂汝

墓先稷序

(桂蓮堂は江陵文廟の隣にあり)

三、部落の現状

夫桂蓮堂之有墓先稷者即以裕後之心爲墓先之義也先之以桂蓮堂爲墓先而墓之則後之以墓先稷爲裕後而墓之者理之常也此墓先稷之所由生也唯我東方素稱鄒魯之鄉昔在盛時洪武之世選擇於大小科之人初成一稷名之曰桂蓮所以表彰闕休鼓興士氣文以會之誼以講之爲勸獎培養之風々聲所暨名士碩儒接踵並肩迄于今四五百年之間漠然徒見山高而水清鍾秀于其間者可謂家有桂而戶有蓮然則堂亦不爲無助而初稷之先輩氏裕後之心豈以吾一身遊宴之所而止哉爲其子若孫者豈以先父與祖之互相傳受於他人爲一鄉共同之逆旅舍而棄之可乎嗚乎噫嘻成廢數也一自甲午舉業之廢無復桂蓮前道之望更無修葺承入之道將至傾覆鞠茂之境懷不勝荒墜先美之恨矣幸我閩鄉俱以乘弊之心不謀而同別立一稷以墓先二字辨之其有爲乎竊想桂蓮家父與祖洋々如水之靈共任修文堂香案而花月之夕尙應陟降於桂蓮堂之左之右監茲墓先稷之剞設香賀曰我有佳子佳孫云而特垂默佑陰臨之道復有名士碩儒如先世之桂蓮而世道回泰之日復有後桂後蓮又成一稷而登斯堂也則豈不以今日有墓先稷爲前日桂蓮堂之裕後而又爲後日桂蓮稷之墓先乎成稷之日以余有一日長序座而首之屬文而手之余雖不喜爲文辭義不能辭略記顛末庶幾有補於墓先裕後之萬一云爾

歲丙午十月下瀚昌寧後人曹憲承盟手謹序

又序文

江陵司馬所之設也厥惟久矣距今五百二十年前朝鮮開國初也初始於箕子나證憑할 文獻은 已泯하고

其後廢度與廢리가 一百十餘年庚午에 復爲重修하니 其時事鉅力縮하야 古來田畝賭地所捧으로 難可擔役故로 一鄉義捐數三十石을 添入하야 竣事訖功하니 卽今巋然桂蓮堂이 是地라 蓋司馬所名目은 維何오 桂蓮諸員修禱之堂也며 桂蓮禱者는 維何오 盛代科擧之時에 及第曰折桂오 進士曰紅蓮이니 桂蓮諸人이 春花秋月에 盃酒果品으로 斯堂에 會集하야 敦睦之誼를 講하야 使一鄉風俗으로 忠厚에 歸止하고 士林後生으로 景仰效則하야 才藝를 益勸케 하니 自是로 江郡에 莅治하는 守宰欽歎不已하야 來則是契에 參入하니 嗚呼盛矣哉 一々 噫라 十五年前甲午에 時機大變하고 國憲이 更張하야 科擧之業이 永廢하고 時務之學이 勃興이라 願瞻堂宇에 頽圯將至하고 默量田土에 凋殊乃已일새 往在丙午에 桂蓮後孫이 咸爲慨然發論曰 遺傳堂宇는 不可不修葺이오 古來田土는 不可不永保라 於是에 重成一契하니 名曰墓先稷라 하고 各出一圓銅者五十餘人이 어날 仍爲修治堂宇하고 略于剩餘條는 充實人에 게 付與하야 數年殖利하야 又買邱井田三斗落하야 以寓羹墻之慕하니 然後에 五百餘年遺來堂宇八間과 基址八斗落과 前後森林과 聲谷畚五斗落과 白石畚四斗落을 可以永爲保存於無窮이라 略記顛末如右하노라

隆熙三年己酉三月十五日昌寧後人曹憲承識

座目

全 秉 權 金 振 聲 李 錫 春

三、部落の現狀